

【研究ノート】

テクノポリスと地域政策

石 見 豊

目 次

1. はじめに
2. 戦後地域政策の展開：その概観
3. テクノポリス構想および政策
4. テクノポリスの特徴と課題
5. テクノポリス政策の事例
6. その後の展開
7. おわりに

1. はじめに

わが国の地域政策の展開を考える際に、その基盤となっているのは国土政策（国土計画）であると言える。国土政策を推進する際の行政計画である国土計画とは、いわゆる全国総合開発計画（全総計画）と呼ばれるものであり、1962（昭和37）年に池田勇人内閣の下で策定された一全総に始まり、1998（平成10）年に橋本龍太郎内閣の下で策定された五全総まで連綿と継続した。この全総計画は、1950（昭和25）年に制定された国土総合開発法を根拠法とした。ただし、その後、2005（平成17）年にこの国土総合開発法は抜本的に改正され、新たに国土形成計画法が制定された。これに伴い、2008（平成20）年には、小泉純一郎内閣の下で国土形成計画が策定され、また、2015（平成27）年には、第二次安倍晋三内閣の下でも新たな国土形成計画が策定された。つまり、現行の国土計画とは、安倍内閣下で作成された国土形成計画のことを指す。

国土計画が地域政策の基盤を形成していると述べたのは、戦後展開されて

図表 1 産業立地政策の系譜

- 【戦後復興期】 四大工業地帯への復興と太平洋ベルト地帯の発展
- 1960年 太平洋ベルト地帯構想：四大工業地帯への重化学工業の臨海コンビナートの集中
- 【1960年代】 拠点開発方式による集中是正への取り組み（四大工業地帯以外の臨海部における基盤整備）
- 1962年 全国総合開発計画
 - 1962年 新産業都市建設促進法
 - 1964年 工業整備特別地域整備促進法
 - 1964年 工場等制限法（近畿圏）
- 【1970年代】 地域間格差の拡大、公害問題等の激化
- 1972年 日本列島改造論
 - 1972年 工業再配置促進法（工業の地方への移転・分散）
 - 1973年 工場立地法（緑地等を確保した工場立地促進）
 - 1974年 地域振興整備公団の設立
- 【1980年代】 高付加価値化の推進（経済のソフト化、サービスへの対応）
- 1988年 テクノポリス法（地方圏のハイテク製造業立地促進）
 - 1988年 頭脳立地法（地方圏のソフトウェア等産業支援）
 - 1992年 地方拠点法（地方圏のオフィス機能の立地促進）
- 【1995年以降】 産業空洞化大競争時代（経済構造改革の推進：国際的な立地競争力強化の必要性）
- 1997年 地域産業集積活性化法（地域の産業空洞化への対処：既存産業集積の活性化）
 - 1998年 中心市街地活性化法（都市の中心市街地の空洞化への対処）
 - 1999年 新事業創出促進法（新たな企業、事業、産業の創出）
- 【2000年以降】 競争力強化とイノベーション創出のための産業クラスター政策の時代
- 2001年 産業クラスター計画第1期における全国19プロジェクトの選定
関東地域における産業クラスター形成のためのTAMA産業活性化協議会の設置（産学官のネットワークの形成）
 - 2005年 中小企業新事業活動促進法
 - 2007年 中小企業地域資源活性化促進法
 - 2008年 農商工連携促進法

出典：濱田 1998 p.25 および細谷 2009a pp.45-48 を基に作成

きた地域政策が国土計画の影響を受けて、提案され実施されてきたからである。例えば、1962年に制定された新産業都市建設促進法に基づいて開発が進められた15地区の新産業都市や、1964年に制定された工業整備特別地域整備促進法に基づいて開発が進められた6地区の工業整備特別地域は、一全総で掲げられた「拠点開発構想」の開発方式に基づいている。また、苫小牧

東部やむつ小川原などの大規模工業基地開発¹⁾は、二全総の掲げた「大規模プロジェクト構想」に基づくものであった。小論で対象にするテクノポリスも、三全総の影響を受けているが、その点については後で詳しく述べる。

小論がテクノポリスを対象にするのは、テクノポリスがわが国の地域政策、特に産業立地政策の展開の中で一里塚的な位置を占めていると考えるからである。わが国の産業立地政策は、上記の新産工特に始まり、工業再配置、テクノポリス、頭脳立地などの最適な産業立地を模索する政策を経て、今日の競争力強化やイノベーション創出のための産業クラスター政策へと展開してきた（図表1参照）。この中であって、産官学が協力して地域政策を担うというスキームを最初に打ち出したのがテクノポリスであった。そこで、小論では、産官学連携型の地域政策への取り組みの原点としてテクノポリスを捉え、その特徴や課題を整理することを目指している。なお、テクノポリスに関しては既に多くの先行研究がある。小論では、それらの先行研究のレビューにより、テクノポリスの特徴や課題を整理する。独自の調査ではなく、レビューを中心とすることから小論は研究ノートとして発表する。

まずは、わが国の戦後地域政策の展開を概観した上で、次にテクノポリス構想の経緯やテクノポリス政策の特徴、課題などについて整理する。

2. 戦後地域政策の展開：その概観

(1) 地域政策の意味

地域政策とは何か。地域政策の語は大変便利に用いられ、多様なものがそこに包含されている²⁾。それは「まちづくり」の語が多様な意味で用いられているのとも似ている。

ここでは、戦後地域政策の流れについて概観する前に、地域政策の意味について検討する。まず、1986年に出版された『自治行政講座第13巻 地域政策』では、①元来は、地域開発の語が用いられていたこと、②その地域開発がねらいとしたのは、「後進地域における住民の福祉向上」であり、その

テクノポリスと地域政策（石見）

ためには「所得水準の引上げ」「産業（特に工業）の開発」が必要であり、地域開発は主に経済開発を意味したこと、③1960年代の経済成長と共に、公害や過疎過密などの問題が顕在化し、地域開発に社会開発という目標が加わったこと、④そして、「資源開発、産業開発一辺倒の地域開発から社会開発の必要性、自然環境や生活環境の保全の重要性が認識されるにつれて、『地域開発』の用語は、次第に『地域政策』にとって代わられることとなった」こと、⑤また、高度成長期から安定成長期への変化、財源的制約下で施設整備などのハード面からソフト面に政策の重点が移行したことも「『地域開発』から『地域政策』への転換を促した」こと。⑥さらに、地域政策の概念は、地域開発より広く、⑦特定地域を対象とする「地域性」を持つ一方で、地域住民の福祉向上を目的とする体系的施策の「総合性」を併せ持つことなどについて指摘している（大屋・濱崎・推川 1986 pp.9-12）。

次に、わが国ではなく、英国の地域政策の意味の整理を試みた辻悟一の整理について見る。英国での意味と照らし合わせることにより、わが国の地域政策の語の特徴、独特の用いられ方などを確認できると考えるからである。辻は、①地域政策が国家政策の一部であり、また、空間政策の一部として位置づけている。国家政策とは、国が主導する政策という意味である。欧米では地域政策とは実際に国家が主導する政策を指し、地方自治体レベルの経済振興策は地域政策とは呼ばないとしている。つまり、国家政策としての地域政策の対象レベルは、サブ・ナショナル・レベルを指す。②空間政策とは、地理的不均衡問題などの空間問題の是正のために、地理的な差別（特定空間を対象として）のもとで適用される政策と定義している。これに対して、非空間政策とは、金融・財政・産業・労働などの部門別政策を指す。③国家が特定地域のみを対象にした地域政策に着手したのは、産業構造の大転換、これに伴う産業調整および地理的調整の必要、国家が一定の福祉水準を保障すべきとする社会的認識の広がり、3つが背景としてあったとしている。つまり、「一定の歴史的段階」を迎えることにより地域政策が求められた。④このような点を踏まえて、英国の地域政策は、1930年代の世界的不況期に誕

生し、「福祉政策、雇用政策の一環であった」。ただし、60年代には、経済成長を促進する役割も期待されたとしている（辻 2001 pp.2-8）。

このような日英の地域政策の特徴を比較すると、わが国の地域政策の特徴が見えてくる。①英国の地域政策が元来、福祉政策的な意味を持ったのに対して、わが国では、経済開発を中心とした地域開発で始まり、次第に社会開発そして、地域政策と意味（政策の対象範囲）が拡大したことを特徴とする。英国の地域政策も60年代以降は経済政策としての意味を持つようになり、日英では地域政策における福祉政策と経済政策の力点の置き方のベクトル（変遷）が逆である。②英国やヨーロッパ諸国では、国主導のサブ・ナショナル・レベルを対象にした空間政策を意味するのに対して、わが国では、地域の意味があいまいなため、地方自治体が主導する自治体レベルの政策（中心市街地の活性化策など）まで含めて、地域政策の範疇に入れている。

（2） わが国の国土計画と地域政策の展開

わが国の地域政策は、地域の経済的な発展をねらいとし、国のみならず自治体が主導する政策まで含めることなどが明らかになった。次に、そのわが国の戦後地域政策の展開について整理するが、まず、地域政策の基盤をなす国土計画がいつ頃、登場したのかについて振り返る。

わが国の地域開発の沿革や特徴についてまとめた行政学者の佐藤竺は、国土計画について「国土全体の合理的利用をめざした、産業、交通、文化、人口配分を含む総合的な土地使用開発計画」と表現している（佐藤 1965 p.20）。わが国の国土計画の淵源は、戦前に遡り、戦前の中央行政機構の一つであった企画院によって国土計画に関する研究が行われ、1940（昭和15）年9月24日、「国土計画設置要綱」が閣議決定された（同上 p.20）。その後、国土計画の所管は企画院から内務省国土局に移された（同上 p.22）。戦前のわが国で国土計画の策定が企図されたのは、ナチス・ドイツの国土計画がモデルとされ、また、ソ連のゴス・プランの成功に刺激を受けたとも言われている（同上 p.4 および p.22）。その他、明治以降進められてきた北

テクノポリスと地域政策（石見）

海道拓殖計画³⁾や東北振興計画⁴⁾の影響についても指摘している（同上 pp. 4-19）。ただし、戦前の国土計画は第二次大戦により挫折させられることになった（同上 p. 31）。そこで、わが国の国土計画の実現は戦後まで持ち越されることになった。

佐藤は、戦後の国土計画の展開についても、主に地域開発の面から2つの時期に分けて、時期ごとの特徴を整理している。第一期は、終戦から講和または朝鮮戦争の終了までの時期で、「戦争による荒廃、物資の不足（中略）からたちあがるために国内の資源開発がおしすすめられ、具体的には、石炭や電力を中心とする傾斜生産方式の展開や食糧増産の努力がこころみられた」としている（同上 p. 31）。さらに、この第一期を、内務省国土局の影響下で戦災復興のねらいも併せ持った地方計画が府県によって策定された前半期（同上 p. 31）と、国土総合開発法の制定および経済安定本部が中心となり、TVAをモデルとした特定地域開発（首都建設法、北海道開発法の制定など）などの特徴により彩られる後半期に分けた（同上 pp. 31-32）。そして、第二期は「工業化による地域開発が全国的に展開される」時期であった（同上 p. 32）。全総計画（一全総）や新産工特は、佐藤の言うこの第二期に登場した。

（3）一全総と新産工特

1950年に制定された国土総合開発法では、都府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画などの下部計画の上にマスタープランとしての国土総合開発計画があるという計画体系が設計された。しかし、マスタープランが策定されないうまま、特定総合開発計画が拡散的に策定された。つまり、十分な予算の裏付けがないまま、「大都市圏への電力供給を目的とする電源開発のみが」進められた（藤井 2004 pp. 230-231）。

1960（昭和35）年12月、池田内閣は所得倍増計画を策定した。同計画では、国際競争力を強化しながら、高度成長を持続させることを目指していたので、成長を推進する工業地帯は、四大工業地帯などの太平洋ベルト地帯を

想定していた。ただし、効率性重視の開発論、太平洋ベルト地帯への集中的開発の進め方に対しては、その後、自民党内からも格差是正や均衡ある発展を求める批判の声が寄せられた。そこで、一全総では、地域間の均衡発展と投資の効率性の両方を工業再配置の視点として掲げた。つまり、「地域間格差是正のための地域開発構想とベルト地帯構想との対立に決着をつけず、問題を先送りした」のである（同上 p. 239）。

この2つの構想の対立は、新産業都市の指定にあたって問題になった。指定の実務を担った経済企画庁では、太平洋ベルト地帯の都市を新産業都市に指定することには消極的であった言われている。太平洋ベルト地帯構想に詳しい経済学者の藤井信幸は、「地域格差是正を目標に新産指定を決定しようとする一派が、経済企画庁内部で主導権を握ったことを示唆している」と指摘した（同上 p. 241）。

一方、1950年代から太平洋・瀬戸内海沿岸の石油化学コンビナートの建設を指導し、太平洋ベルト地帯構想の提案者でもある通産省は、一全総で言う整備地域⁵⁾からも新産業都市を指定することを求めた。そして、これが拒否されると、整備地区から5カ所程度を選び、新産業都市並みの財政支援（公共投資）を図ることを提案した（同上 p. 242）。つまり、13地区の新産業都市の指定から漏れた地区の中で、「四大工業地帯に隣接しすでに工業開発がかなりの規模で進められている地区を、新産並みの開発地域に指定する」ことを求めた（同上 p. 243）。通産省は、財界の支持も得ていることから強く主張した。その結果、鹿島、東駿河湾、東三河、播磨、備後、周南の6地区が工業整備特別地域に指定された。

これまでの日本政治史や行政学の研究者による新産工特の見方は、新産業都市だけでは足りない指定を求める地方都市からの要望や政治的圧力に応えるために、準新産業都市として工業整備特別地域が指定されたという理解が通説であった。その見方はまちがいでないが、藤井の説明を読むと、それではまだ十分とは言えない。つまり、地域間格差是正重視の開発論と効率性重視の開発論の対立という構図を理解した上で、新産業都市が主に前者の開

テクノポリスと地域政策（石見）

発論に立って指定されたことへの巻き返しとして、工業整備特別地域に関しては後者の開発論に立って指定されたとの見方は、従来の日本政治史や行政学からの研究にはない、藤井独自の指摘である。

3. テクノポリス構想および政策

(1) テクノポリス構想の経緯と背景

本節では、いよいよ小論の主題であるテクノポリスについて扱うが、まず、テクノポリス構想がどのような経緯や背景により登場することになったのかについて振り返る。その際、通産省が自省の政策展開の歴史をまとめた『通商産業政策史 第15巻』を参考にする。同資料では、通産省の政策ビジョンは、1963（昭和38）年の産業構造調査会答申と1970年代の通商産業政策ビジョンにより打ち出され、前者では、貿易・為替自由化に対応した重化学工業路線、後者では、成長活用型の経済運営と産業構造の知識集約化が目指されたとしている。また、1979（昭和54）年8月24日に公表された通産省内の研究会による「80年代の通商産業政策研究会報告（中間報告）」が技術立国の理念を打ち出したことにも注目している（通商産業政策史 1991 p. 290）。つまり、通産省は、このあたりの大きな政策ビジョンを、テクノポリス構想の淵源もしくは萌芽と捉えている（図表2参照）。

通産省では、上記の中間報告を基に、それをより具体化するための検討が立地公害局により進められ、「ハイテク産業を中核とする産業と居住の都市づくりを基本としたニューシティ建設を考えていたが、そのネーミングについても世に強くアピールするものがよいと種々議論がなされ、通産省の原案としては『テクノポリス』と決まった」（同上 p. 291）。こうしてテクノポリスの名称とアイデアが誕生した。その後、テクノポリス'90建設構想研究会が組織され、1980（昭和55）年2月8日の第1回研究会において、通産省は「テクノポリス'90構想骨子」を提案し、①地方圏域における町づくり、②産業・学術・人間居住の3機能のバランス、③先端産業技術を中核産

図表 2 テクノポリス構想の経緯

年	1979	1980	1981	1982	1983
調査・検討事項	省内における検討	1980.2-7 (産業研究所) テクノポリス'90 建設構想研究会 1980.7 (報告書) 1980.3 (80年代の 通商ビジョン) 1980.7 (田園都市構想グ ループ報告書)	1980.11-1981.5 (産業研究所) テクノポリス'90 建設構想委員会 ↓ 1981.6 (報告書) 1981.8-1982.3 (日本立地センター) 56年度テクノポリス 産業配置基本調査	1982.6 (中間報告) ↑ 1981.10- テクノポリス委員会 (立地公署局長諮 問機関) 1982.8-1983.3 (日本立地センター) 57年度テクノポリス 産業配置基本調査 1982.3 (報告書)	1984.3 (報告書) ↑ 58年度テクノポリス 産業配置基本調査 1983.3 (報告書)
地域との関係(地域)			1981.6 基本構想調査 地域発表 ↓ 1981.7-1982.3 基本構想策定	1982 開発構想策定 地域発表 (報告書) ↑ 1982.8- 開発構想策定	(報告書)
予算措置			テクノポリス産業 配置基本調査 (20,162千円)	テクノポリス産業 配置基本調査 (39,858千円)	テクノポリス関係 予算 (14.9億円)

出典：藤田 1983 p. 24

業とするなどのイメージについて研究会としての合意を図った（同上 p. 293）。同研究会の報告書『『テクノポリス'90』建設構想について』は1980年7月に公表された。テクノポリス建設構想推進の施策的ねらいは、①地域の主体性・主導的役割の重視、②民間活力の支援と活用、③新たな視点からの開発方式（先端技術産業とR&Dの立地に必要なインフラの付加）の3点に集約できる（金子 1982 p. 31）。また、日本立地センター調査研究部長（当時）の金子勝は、テクノポリスには、地域での雇用機会の確保のほか、①地域産業への先端技術の導入・移転、②新技術を活用した都市基盤整備による都市的魅力の創出、③新産業の創出などの地域開発的意義があるとした（同上 p. 27）。

テクノポリスと地域政策（石見）

1981（昭和56）年8月10日、通産省の委嘱により日本立地センター内に「テクノポリス'90建設構想委員会」が設けられ、①先端技術産業コンプレックスのあり方、②研究開発（R&D）のあり方、③開発方式および地域形成のあり方などに関する検討が行われた。1982年3月、「テクノポリス基本構想調査・総合報告書」および3分科会の各報告書がまとめられ、4月22日に公表された（同上 pp. 294-295）。ちなみに、このテクノポリス基本構想調査を終えた時点において、その策定に関わった関係者による座談会の記録が『産業立地』誌上に掲載されている。同基本構想調査の委員長（全体的取りまとめ）を務めた石井威望（東京大学教授）は、テクノポリス構想が登場する背景に大平正芳内閣の田園都市構想があったこと、通産省が「テクノポリス」の名称を盛んに主張したこと（石井氏自身は「匠の里」などの大和言葉のほうが適当と考えていた）、テクノポリスの内容は当時の産業構想の変化とパラレルになっていて、高度成長とは異なる新たな手法を求める風潮があったことなどについて率直に述べている（日本立地センター 1982 p. 5）。

以上のように、テクノポリス構想は、通産省の大きな政策ビジョンに端を発し、省内の研究会や日本立地センターによる検討を通じて、構想が固められていった。元通産官僚で東洋大学教授の竹内章悟は、テクノポリス構想登場の背景として、①マイクロエレクトロニクス・メカトロニクスなどを中心とする先端技術産業の急速な発展、②地域が主導する新しい地域づくり像としての「地方の時代」、三全総の定住圏構想、③大平内閣による「田園都市構想」の3点を挙げている（竹内 2006 p. 85）。

（2）テクノポリス地域の指定

再び、『通商産業政策史』の記述を参考にすると、1980年7月に報告書「『テクノポリス'90』建設構想について」によりテクノポリス構想が明らかにされると、「なんと40近くの地域が通産省に応募または問い合わせをし、10年かけて一つでも二つでもテクノポリスを建設できればと願っていたら

しい同省の首脳部を驚かせた」と記されている（同上 p. 295）。この記述からも、テクノポリスの数は当初極めて限定的に捉えられていた。

こうした地方からの大きな反響に対して、通産省は、1981（昭和56）年6月、①テクノポリスが依存する既存主要都市（母都市）の整備状況または活用可能性、②テクノポリス自体の開発可能性や産業立地条件（用地の見込み、技術集積状況など）、③交通運輸条件、その他の観点から、20地域を候補地域（基本構想調査策定対象地域）として決定した。なお、久留米と鳥栖は県境を越えて一つの地域を形成したので19地域となった（同上 pp. 295-296）。

（3）テクノポリス法の制定

これまでの記述からもテクノポリス構想は通産省が主導してきた。ただし、法律の主務大臣には、通商産業大臣に加えて、関連する建設大臣・農林水産大臣・国土庁長官が加えられた。高度技術工業集積地域開発促進法案（テクノポリス法案）は1983年4月1日に閣議決定されて、国会に提出されて、4月27日に成立、5月16日に公布された（施行は7月15日）。

テクノポリスは新産工特と比較されることが多いので（図表3参照）、ここではテクノポリス法と新産業都市建設促進法（新産都法）、工業整備特別地域整備促進法（工特法）を比較した伊東維年の研究を参考にしながら、テクノポリス法の概要について整理する。テクノポリス法の第2条では、同法の目的について規定している。そこでは、「高度技術に立脚した工業開発」、「産」「学」「住」の一体的な開発、新しい「まちづくり」を描いたが、実際には、産業・経済振興中心の工業開発であり、「産業の立地条件とともに都市施設の整備を意図した新産都法とも異なる」といった実態であった（伊東1998 pp. 28-29）。

テクノポリス法の第3条では、対象地域について定め、人口が概ね15万以上の都市が存在することや、自然的経済的社会的条件から見た一体性を有すること（13万ヘクタール以下）などの7つの要件が掲げられた。新産都

図表 3 新産工特とテクノポリスの比較

	新産工特	テクノポリス
産業 インフラの性格	重化学工業（基礎素材産業） ハード（港湾、用地、用水、電力）	先端技術産業 ソフト（情報・通信、住環境、都市機能、人材育成）
推進主体 立地形態	国 大規模装置型プラントの集合	地方自治体 コンパクトな多品種・少量生産型 工業の集積
拠点性	生産拠点	技術開発拠点

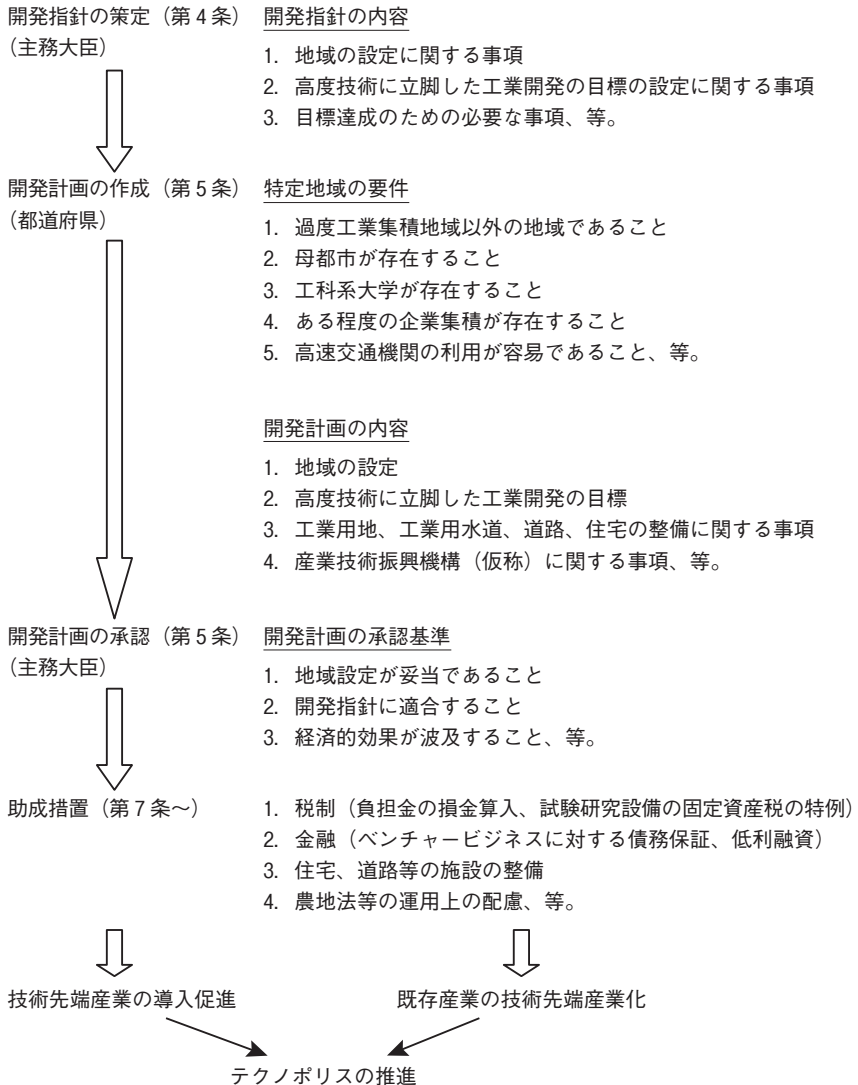
出典：金子 1982 p. 25

法でも 5 要件が掲げられた。新産都法では、「重化学工業、とくに（中略）臨海性の素材型重化学工業が戦略産業に据えられた。一方、テクノポリスの場合、先端技術産業が戦略産業とされ」た（同上 p. 30）。そこで、新産都法では、「人や製品の迅速な移動を可能とする高速道路・空港・新幹線等の高速輸送施設の利用の容易性」が要件に掲げられたのに対して、「テクノポリス法では先端技術産業を『工業開発』の戦略産業に据えているにもかかわらず、先端技術産業の誘致や内発的育成が容易でないところまでもその対象地域にしている」というちがいが見られる（同上 pp. 30-31）。

テクノポリス法の第 4 条では、主務大臣による「開発指針」の策定について、第 5 条と第 6 条では、都道府県が「開発計画」を作成し、主務大臣の承認を申請する手続きについて定めている。都道府県が開発計画を作成することから、テクノポリス法では開発に関する地方自治体の主体性を重視していると言われている。しかし、地域指定に関しては、都道府県が地域を選定および申請し、国が承認するという方式は、国による直接的地域指定こそないものの、新産都法と「実質的に同じ方式」と言える（同上 p. 33）（図表 4 参照）。

テクノポリス法の第 7 条から第 10 条は助成措置について規定している。しかし、そこで規定されている財政措置は、「わずかな税制上の助成措置を除き、ほとんどが抽象的な努力規定または配慮規定であり、地方公共団体が

図表4 テクノポリス法の概要



出典：藤田 1983 p.26

図表 5 テクノポリス開発計画の承認等の状況

道府県	テクノポリス地域の特徴				テーマ
	地域名 (構成市町村)	面積 (万 ha)	母都市 (千人)	中核となる大学	
北海道	函館 (1市3町)	9.6	函館市 (320)	北海道大学	国際性がひらく北方圏型テクノポリス
秋 田	秋田 (1市2町)	9.1	秋田市 (285)	秋田大学	豊かな資源を未来につなぐ秋田臨空港テクノポリス
新 潟	長岡 (1市)	2.6	長岡市 (180)	長岡技術科学大学	世界にひらく技術と文化のまち——信濃川テクノバレーの形成
栃 木	宇都宮 (2市2町)	5.7	宇都宮市 (378)	宇都宮大学	先端技術がひらく田園都市
静 岡	浜松 (3市2町)	6.5	浜松市 (491)	静岡大学 浜松医科大学	音と光と色の未来都市浜松テクノポリス——国際技術情報都市の形成
富 山	富山 (2市4町)	7.3	富山市 (305)	富山大学 富山医科薬科大学等	世界への跳躍をめざす日本海の技術中枢テクノポリス
岡 山	吉備高原 (3市5町)	13.8	岡山市 (546)	岡山大学 岡山理科大学	ゆとりと人間中心の新しいまち——吉備ライフサイエンスコミュニティ
広 島	広島中央 (3市2町)	6.8	呉市 (235)	広島大学	学術と技術の融合をめざす緑豊かな広島中央イノベーションシティ
山 口	宇部 (4市4町)	10.5	宇部市 (169)	山口大学	宇部フェニックステクノポリス——世界の工業開発未来博物館
福 岡	久留米・鳥栖 (2市5町)	3.1	久留米市 (217)	久留米工業大学 久留米大学	筑後川流域文化圏の未来をひらく田園技術文化都市
大 分	県北国東 (4市13町2村)	12.3	大分市 (360)	大分大学 大分医科大学等	豊の国テクノポリス——広域点在星座型ニューポリスの形成
熊 本	熊本 (2市12町2村)	9.6	熊本市 (526)	熊本大学 熊本工業大学等	新火の国計画——緑豊かな分散複合型都市の形成
宮 崎	宮崎 (1市6町)	8.7	宮崎市 (265)	宮崎大学 宮崎医科大学	太陽の光にめぐまれた豊かな魅力ある技術集積都市——SUN テクノポリス
鹿児島	国分隼人 (2市12町)	13.2	鹿児島市 (505)	鹿児島大学 九州学院大学	太陽と海と緑につつまれた臨空国際産業都市

出典：通商産業省立地公害局工業再配置課 1984 p. 7

テクノポリスと地域政策（石見）

目標とする産業群	研究開発機能の強化	地域整備の方向
海洋関連・資源活用産業（エレクトロニクス、メカトロ、バイオ等）	函館市工業試験所の拡充 道工業技術センターの設立等	旭岡ニュータウンの活用等
エレクトロ、メカトロニクス、新素材、資源・エネルギー、バイオテクノロジー	県工業技術センターの拡充	秋田新都市（地域公団）の整備・活用等
高次システム産業、都市型（デザイン、ファッション）産業、地域資源活用産業	長岡地域技術開発振興センターの設立 長岡情報研修センターの設立	長岡ニュータウン（地域公団）の整備・活用等
エレクトロニクス、メカトロニクス、ファインケミカル、新素材、ソフトウェア	宇都宮テクノポリス情報センターの設置等	清原工業団地等の整備・活用等
光技術産業、高度メカトロニクス、ホームサウンドカルチャー等	(財)電子化機械技術研究所設立 県工試拡充 (財)医療機器技術研究所の設立	クラスター型の産学住セット開発
メカトロニクス、新素材、バイオ（医療等）、情報産業	県工業技術センターの移転 生命科学センターの設立 先端技術交流センターの設立	太閤山ニュータウン、八尾中核工業団地の活用等
バイオテクノロジー、エレクトロニクス、メカトロニクス（医療医薬品産業）等	県工業技術センターの改革 バイオテクノロジー研究所の設立	吉備高原都市（地域公団）の活用等
エレクトロニクス、メカトロニクス、新材料、バイオテクノロジー等	フロンティア技術センターの設立 県工試の拡充	賀茂学園都市・東広島中核工業団地（地域公団）の整備・活用等
エレクトロニクス、メカトロニクス、新素材、海洋開発、バイオ等	県工試の拡充 県工業技術センターの設立 新素材研究開発機構の設立等	アカデミータウンの整備・活用、テクノロードの整備等
メカトロニクス、ファインケミカル、ファッション、次世代（バイオ）産業等	(財)地場産業振興センター内情報センターの開設等	広川中核工業団地（地域公団）の活用等
エレクトロニクス、メカトロニクス、バイオインダストリー、ソフトウェア	高度技術開発研究所の設立 県工試の拡充 人材育成センターの設置	北大道路、空港道路周辺の分散型開発
応用機械産業、バイオテクノロジー、電子機器、情報システム産業	電子応用機械技術研究所の設立	空港を活用したテクノ回廊状の開発
地場型（バイオ等）、導入型（エレクトロ等）、都市型（都市システム）	共同研究開発センターの設立 県工試の拡充	宮崎学園都市（地域公団）の整備・活用等
エレクトロニクス、メカトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等	ファインセラミックス製品開発研究所の設立 県工業技術総合センターの設立	テクノパークの整備・活用等

テクノポリスと地域政策（石見）

抱いていたイメージとはかなりかけ離れたものとなっている」（同法 pp. 37-38）。テクノポリス法でも、負担金についての損金算入の特例（第7条）や、固定資産税の不均一課税に伴う措置（第8条）、国および地方自治体による施設の整備（第9条第1項）、地方債についての配慮（第9条第2項）などは規定された。しかし、新産都法や工特法では、地域内で新增設された工業生産設備の建物および土地に関する不動産取得税または固定資産税の軽減措置を、地方自治体が行った場合の税減取分を地方交付税により補填する措置が盛り込まれていた。これに対して、テクノポリス法では、地方交付税で補填されるのは、試験研究用設備に関わる固定資産税の不均一課税だけである。また、「テクノポリス法では新産都法第21条および工特法第10条の『資金の確保』の規定を欠いている」（同上 pp. 39-40）。

テクノポリス法の内容については以上であるが、この法律の枠組みに基づいて、主務4省庁は、1983（昭和58）年10月15日、テクノポリス開発指針を告示した。これに対して、14地域（15道県）からテクノポリス開発計画の承認を求める申請が提出された。開発計画の承認は、1984年3月24日、長岡、富山、浜松、広島、宇部、県北国東、熊本、宮崎、国分準人の9地域について、5月21日に秋田、宇都宮について、7月14日に函館、8月3日に吉備高原、9月17日に久留米・鳥栖の開発計画がそれぞれ承認された（同上 pp. 301-302）（図表5参照）。

4. テクノポリスの特徴と課題

(1) 国からの助成策

本節では、これまで見てきたテクノポリス構想や法律の内容を踏まえて、テクノポリスの特徴と課題について整理する。まずは国からの助成策について取り上げる。国からの助成策は一部、上記のテクノポリス法の助成措置のところでも触れたが、主に税制面に関するものであった。①テクノポリス促進税制（特定の先端技術産業に属す法人が地域内に新增設した一定の工業用

図表6 1983年度テクノポリス関係予算の重点項目

(1) テクノポリスにおける研究開発の推進	億円
①中核的な地域技術の研究開発の抜本的推進 (中小企業庁、地域フロンティア技術開発)	7.9
(i) 第三セクター形式の技術開発センターの設立助成	うち 2.5
(ii) 産・学・官共同研究等地域企業の先端技術開発の推進	5.4
②地域中堅企業の研究開発の推進 (工技院、重要技術研究開発費補助)	0.9
(2) テクノポリスにおける先端産業の導入・育成	億円
①ベンチャービジネスへの資金助成	
(i) (財)研究開発型企業育成センターの基金補助	1
(ii) 各地域に設立される産業・技術振興機構（仮称）への基金助成 (工業再配置促進費補助金の活用)	2
②効率的企業立地の促進のための調査 (テクノポリス産業配置基本調査)	0.2
(3) テクノポリスにおける人材の育成	億円
第三センター形式の人材育成センターの新設等への助成 (工業再配置促進費補助金の活用)	3

(注) 金額は、テクノポリス地域において使用されることが期待される額。

出典：豊永 1983 p.17

機械などについて、初年度30%〔建屋15%〕の特別償却を認める）、②試験研究用設備に関する固定資産税の不均一課税（一部課税免除を認める）、③特定の法人に対する負担金の損金算入（テクノポリス開発機構⁶⁾への負担金の損金算入を認める）の3つが用意された（図表6参照）。

その他、財政面に関するもので、「開銀及び北海道東北開発公庫による地域技術振興特利制度の対象地域にテクノポリス地域を追加し、7.3%の特利を適用する。また、リース業も融資対象に追加する」措置や、テクノポリス地域内の工場等集団化中小企業高度化の業種要件の緩和などの措置が用意された（通商産業政策史 1991 p.305）。

(2) テクノポリス政策の問題点

テクノポリス法のところでも参考にした伊東維年は、テクノポリス政策の基本的な特徴や問題点として次の4点を挙げた。第1の問題は、テクノポリスの数が多くなり過ぎたため、上記のように国からの助成策が少なく、代わりに民間活力や地元依存する「安上がり」の傾向になったことである。第2の問題は、主務省庁の行政指導が各地の開発計画の内容を類似もしくは画一的なものに導いてしまったことである。各地域が開発計画づくりを一部の大手コンサルタントに委託したことも代わり映えしない内容になった一因である。第3の問題は、「国の提示したテクノポリス関連の施策が必ずしも地域の実態、地域企業のニーズにマッチしていないこと」、第4の問題は、テクノポリスの全国的な分散配置を行ったため、「先端技術産業の誘致、内発的開発が容易でないところまでもテクノポリス地域に組み込ん」だことの4点を挙げた（伊東 1998 p. 81）。

伊東の指摘した第2の問題、つまり、各地域が提出した開発計画に見る画一性の点については、鈴木茂も同様の指摘をしている。鈴木はその要因として、国の集権的な指導の点に加えて、「地方議会や住民の意見が民主的な手続きをへて反映されなかった」点について指摘している。また、主務四省庁の間でも必ずしも良好な協力関係が築かれ、指導が行われているわけではなく、実態は通産省が先導していた。さらに、地方自治体の内部でも、開発計画の立案や実務的作業は、全庁的な組織によって担われるのではなく、実際には、通産省との関係が深い商工労働部内に組織されるプロジェクト・チームなどが担当し、それ以外の職員はまったく開発計画の立案作業に関与していない事例が多いことについて指摘している（鈴木 1985 pp. 159-162）。

伊東の指摘した第1の問題である国の助成策の少なさは、多くの論者が共に指摘している点である。鈴木は、国の財政的助成策が少ないにも関わらず、なぜ自治体は地域指定を競うのかという問いを立て、「地域指定によって国の公共事業や補助事業の優先的配分をうけることができるのではないかと期待しているからである」との理由を示した（同上 p. 165）。

また、田中利明も、テクノポリス構想の当初から指摘されてきた問題点として次の6点を挙げた。①「テクノポリス構想は地域経済振興と先端技術産業の受け皿という2つの目的」を持っていたが、「専ら先端技術産業の立地拠点の整備に力が注がれた」、②「開発計画の数値目標が計画の実現可能性や整合性を充分考慮したものではなかった」、③テクノポリス構想はソフト面も重視されたが、実際にはハード面のインフラ整備に「多額の投資が行われた」、④各地のテクノポリスでは「工業開発の目標分野として先端技術産業に属するほぼすべてのものが同じように網羅され、企業誘致を意識したものと」なった、⑤開発計画の策定では「強力な通産省の指導を受け」、地域の主体性や独自性が制約された、⑥「政府財政の逼迫のなか、“安上がり”のテクノポリス”を目指し、民間の活力の活用、第3セクター方式」が採用された（田中 1996 p.7）。

5. テクノポリス政策の事例

(1) まちづくりの視点から

これまでテクノポリス構想の背景やテクノポリス法の枠組み、テクノポリス政策の特徴や課題について整理してきた。結局、このテクノポリス政策は、どのような成果を残したのか。これまで整理してきたテクノポリスの目的などと照らし合わせて考えてみる。ここでも鈴木茂の分析を参考にするが、鈴木は山口県の『宇部フェニックステクノポリス開発構想』を事例に、事業費の内訳などを分析している。

鈴木の説明によれば、宇部フェニックステクノポリスの事業費は、1983～2000年度の間で総額3080億円にのぼる。その事業費の内訳を見ると、「道路整備費がもっとも大きく、全体の約三割をしめている。これに工業用地整備費（13.4%）、流通業務施設（15.2%）、交通（2.7%）、工業用水道（4.8%）などを加えると、いわゆる産業基盤整備費が全体の約6割をしめる」（鈴木 1985 pp.166-168）。

テクノポリスと地域政策（石見）

テクノポリスは、産・学・住の一体的・総合的なまちづくりを目指すというのが開発の理念であった。つまり、従来の地域開発のようにハード中心の開発ではなく、学術研究や文化などのソフト面の開発にも取り組むことが目指されたが、上記の事業費の内訳を見ると、少なくとも宇部のテクノポリスでは、道路や工業用地などを中心とした従来型の開発であったと言える（同上 p. 168）。

また、鈴木は、事業主体別・財源負担区分別の事業費も次のように示している。「県が737億円、24.0%、市町村576億円、18.7%、これに第三セクター・地方公社分を合わせると、自治体が直接間接に担当する事業は全体の六割近くをしめる。地域整備公団担当分をのぞけば、国が直接担当する事業はわずかに全体の1.4%しかしめていない」と指摘している（同上 p. 168）。この記述から、上記の「安上がりなテクノポリス」という特徴が裏付けられた。つまり、国の財政支援は少なく、地元自治体の負担が大きいことが実証された。

ただし、宇部の事例では財政計画が公開されているので、上記のような検討が可能になったが、他の地域のテクノポリスでは、財政計画が公開されていないため、財源の調達方法などを評価することもできないと指摘している（同上 p. 170）。

(2) 独自性の発揮と内発型を目指して

上記のテクノポリス政策の問題点のところでも参考にした田中利明は、東北4県と九州2県のテクノポリスについて事例分析を行い、それらの事例に見られる傾向と今後の課題について整理した。東北や九州はすべての県がテクノポリス地域の指定を受けたが、その中で秋田、青森、山形、北上川、県北国東、国分隼人の6地域を取り上げた。田中は、この6地域のテクノポリスの開発の内容を比較検討し、一般的にテクノポリス開発はその内容が類似し「金太郎飴的」と批判されたが、テクノポリス法の制定から一定の時間が経過し、「二期計画の方針では個性化が前面に打ち出され」たことや、産・

学・住に「遊」を加えた一体的なまちづくりが目指されたこともあり、徐々にではあるが地域の主体性が備わり、個性化（独自性）が見られるようになったとしている（田中 1996 pp.9-10）。

このようなテクノポリス計画をめぐる方針の変化なども踏まえて、田中は6地域のテクノポリスの特徴について次のように整理している。秋田テクノポリスでは、高度技術研究所を設置し高度な技術（高付加価値型）の研究分野（応用磁気工学の情報記録）が目指された。一方、青森テクノポリスでは、秋田とは対照的に地域密着型の研究開発（地元の農産物を対象とした地場産業の技術力の向上）が行われた。また、山形テクノポリスでは、ライフサポートテクノロジー（生命・生活支援工学）を対象にし、当初はボトムアップ型の産学官共同研究が志向されたが、その後、トップダウン型への転換が図られた。北上川テクノポリスや県北国東テクノポリスでは、当初は大手企業の進出により外発的技術移転が見られたが、企業誘致が困難化するにつれ、地元の大学や研究機関から地場企業への内発的技術移転を試みている。国分隼人テクノポリスでは、テクノ財団の機能強化を図り内発的技術移転を積極的に進めている（同上 pp.287-289）。

このような6つの事例分析を踏まえて、①テクノポリスの建設は内発中心で行わなければならないこと、②テクノ財団、工業技術センター、公設の研究所、テクノポリス担当部局などの人事面、組織面での再編成、③情報公開の重要性などについて指摘した（同上 pp.290-293）。

(3) 内発型のテクノポリス：浜松市の事例

これまでも幾度となく触れてきたように、テクノポリスの問題点として、中央主導または依存型ではなく地域の主体性が求められ、外からの技術に依存する外発型ではなく地域の資源を活かした内発型開発が目指されてきたのに対して、実際にはそれが実現できなかったことがテクノポリス政策の問題点として挙げられる。こうした全体的なテクノポリスの抱える負の傾向に対して、浜松のテクノポリスは内発型開発を目指し、ある程度、それが実現し

テクノポリスと地域政策（石見）

た事例として評価することができる。浜松と熊本は共に「テクノポリスの優等生」と評されるが、熊本のテクノポリスでは、九州日本電気や三菱電機などのIC産業の集積を活かしながら、シリコンアイランド九州の中心的な役割が期待された⁷⁾。しかしながら、応用機械産業、バイオテクノロジー産業、電子機器産業、情報システム産業などの4つの先端技術産業から成る産業コンプレックスを形成するという構想・計画からすると、状況は必ずしも順調とは言えないという評価⁸⁾もある（伊東 1998 pp. 102-104）。

一方、浜松の事例では、1983（昭和58）年3月に「浜松地域テクノポリス開発構想」がまとめられ、1984年3月に開発計画が国に承認されたが、この開発構想の初期の段階から地元関係者の強いイニシアティブにより「内発型」のテクノポリスが目指された。その背景として、「浜松地域の三大産業である自動車、楽器、繊維が成熟化し閉塞感があり」、テクノポリスを機に新しいタイプの中小企業を育成し、地域産業の活性化を図ろうとしたのである（細谷 2009b pp. 38-39）。1981年8月には地元関係者たちが米国のシリコンバレーを視察し、その後、中小企業の異業種交流などを図る研究会などを重ねながら、次第に光技術分野（小型レーザー計測システムと光データハイウェイなど）に焦点を絞っていった。「国の施策を上手に活用しながら現在まで取り組みを続けてきた浜松地域は全国的にみてもユニークな存在」との評価が聞かれる（同上 pp. 39-41）。

6. その後の展開

ここでは、伊東維年の研究を参考にしながら、テクノポリスの第2期開発計画や第3期開発計画では何に取り組んだのか、第1期開発計画とのちがいなどの点について整理する。通産省は、第1期開発計画の終了にあたり、その総括と第2期計画のための基本的方向性を探る調査を日本立地センターに委託した。その結果は、1990（平成2）年3月に『テクノポリス推進調査研究—テクノポリス2000構想調査—報告書』としてまとめられ公表された。

そこでは「地域企業の活性化が不十分である」「各地域の特色ある開発が不十分であり、また地域間の連携・交流が不十分である」など、7項目の実態上の問題点が挙げられた。また、今後の基本的方向性として、①テクノポリス建設のホロニックな展開（内発的開発の重視、個性化の重視、共同化の重視）、②産学住「遊」が一体となった“まちづくり”の強化、③国際化への対応などの点が示された（伊東 1998 pp. 61-62）。

第1期開発計画が終了する1991年3月、主務大臣により開発指針が改定された。この新たな開発指針に基づいて、先発テクノポリスの20地域が第2期開発計画を策定し承認を求める申請を行った。1992年4月28日にまず13地域が承認を受け、5月15日には残りの7地域が承認を得た。第2期開発計画に対する伊東の分析では、「第2期計画は基本的には第1期計画を継承・発展させるものであったが」、第2期計画では、①第1期計画と同様のハード面（施設の整備）に加えて、ソフト面の充実、地域企業の技術高度化・内発的な産業開発の強化を盛り込んだこと、②第1期計画では「テクノ」面が中心であったが、第2期計画では「ポリス」面の充実、高度技術者の地元定着を図ったことなどの特徴について指摘した（同上 p. 63）。

第3期計画の策定へ向けての手続きも、第2期計画の際とほぼ同じ手順が踏まれた。1994（平成6）年、通産省は日本立地センター内に21世紀テクノポリス研究会を設置し、これまでの実績を踏まえた今後のテクノポリスのあり方についての研究を委託した。同研究会は、1995年3月、『テクノポリス推進調査研究報告書』をまとめ公表した。そこでは、第1期計画、第2期計画ともに企業誘致に力を入れたが、その一方で、地元企業の育成は不十分であったこと、円高などの経済状況もあり、企業誘致の限界を考慮すると、「新製品・新技術を開発」する内発的創造を目指す必要性などについて指摘した（同上 p. 70）。第3期計画のための国の開発指針の策定は遅れ、1997年4月22日に公表された。その後、26地域の開発計画の改定作業が進められた（同上 pp. 69-72）。

最後に、施策面での変遷について、同じく伊東維年の研究に沿って辿るこ

テクノポリスと地域政策（石見）

とにする。第1期開発計画期における予算措置としては、①工業（産業）再配置促進費補助金の活用、②地域フロンティア技術開発事業および地域システム技術開発事業の活用、③中小企業事業団高度化事業および中小企業体質強化資金助成制度の活用、④地域産業活性化推進対策費補助および地域技術波及促進事業費補助、⑤テクノポリス推進調査研究などが挙げられている。また、税制上の優遇措置としては、テクノポリス法第7条で規定されたテクノポリス開発機構の基金を充てるための負担金について損金算入の特例措置、第8条で定められた試験研究用の償却資産に係る固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置のほか、①高度技術工業用設備の特別償却制度、②特別土地保有税の非課税措置が挙げられている。財政投融资としては、①地域技術振興特利融資制度の活用、②NTT株売却収入による無利子融資制度および地域産業振興貸付制度が挙げられている。その他の関連施策としては、テクノマートの創設⁹⁾、リサーチコアの整備¹⁰⁾、頭脳立地構想の推進¹¹⁾、国立大学の共同研究センターの設置などが挙げられている（同上 pp.42-56）。

第2期開発計画期における予算措置としては、「すでに同期間に終了した地域フロンティア技術開発事業と中小企業体質強化資金助成制度のテクノポリス対策融資、また1989年度のみ実施された地域産業活性化推進対策費補助を除くと、ほかは第2期計画期間に入っても継続された」。新規に導入されたのは、特定地域巡回技術指導事業費補助と新技術研修事業の活用の2つだけであった。税制上の優遇措置および財政投融资については変更がなかった。その他の関連施策については、「複数県での機能分担・広域連携を視野に入れた産業基盤整備事業」であるスーパー・テクノ・ゾーン（STZ：創造的経済発展基盤地域）形成事業が1995年度から開始された。産業再配置補助金を活用した施設整備および既存の中小企業庁施設などを活用した広域的な共同研究などを進めた。1996年度には関連する施設整備のための補助金である産業立地環境施設整備費補助金が設けられた。第2期計画期では、「生産機能より、むしろ産業業務機能の再配置政策の創造・推進に力を注いでいた」とまとめられている（同上 pp.63-69）。

第3期開発計画期における予算措置としては、地域システム技術開発事業および特定地域巡回技術指導事業費補助は第2期期間内で終了したが、産業再配置補助金および新技術研修事業の活用は継続された。第3期計画期において、新規産業創造技術開発支援制度および地域コンソーシアム研究開発制度の活用が新たに導入された。税制上の優遇措置および財政投融资については第1期計画期から変更がなかった。その他の関連施策については、第1期計画期で創設されたテクノマート事業、リサーチコアの整備、頭脳立地構想の推進、国立大学の共同研究センターの設置が継続された。スーパー・テクノ・ゾーン形成事業については2年間で終了した。その他、新設の事業はなかった。こうした施策の変遷を踏まえて、伊東は「これまでのところ国自体は、テクノポリスということで注目すべき格別の新規施策を提示することもなく（中略）国の政策当局の中でテクノポリスが次第に風化してきていることを物語るものであろう」と述べている（同上 pp.72-76）。

7. おわりに

小論では、わが国の地域政策の展開の中にテクノポリスを位置づけること、つまり、テクノポリス政策がわが国の地域政策の歴史の中でどのような役割を果たしたのかを明らかにすることにねらいがあった。そして、そのような位置づけ（果たした役割の明確化）の中から、テクノポリスの政策的特徴と課題を整理することもねらっていた。

2の戦後地域政策の展開の部分で整理したように、わが国では、戦後初期の時代には電力供給を主目的とする電源開発が求められたが、その後、高度成長を促進するための経済開発を中心とした地域開発が目指された。しかし、その後、経済開発だけではなく地域住民の福祉の向上をも目的とした「総合性」を併せ持った地域政策が目指されるようになった。

経済開発を中心とした地域開発の事例が、一全総の「新産工特」や二全総の大規模工業開発であったが、テクノポリスは、「総合性」を持った地域政

テクノポリスと地域政策（石見）

策が求められた時期に位置づけられるだろう。産業立地政策、地域産業政策の歴史的展開の整理を試みた細谷祐二は、企業などの空間的配置を行う「産業立地政策」と、地域資源の活用を促す「地域産業政策」という2つの軸で戦後地域政策の展開を整理している。細谷によれば、1960年代の新産工特や、70年代以降の工業再配置政策は、企業の立地をコントロールするものであるが、地域資源の活用の視点はなかった（外発型）、産業立地政策ではあったが地域産業政策ではなかったと位置づけている。一方、テクノポリス政策は、一種の拠点開発方式であるので産業立地政策としての性格を持つが、それに加えて、外からの誘致だけではなく地域資源の活用（内発型）も目指したので地域産業政策としての性格も持っている（細谷2009b p. 39）。

つまり、外発型だけではなく内発型開発の可能性も持った拠点開発方式もしくは産業立地政策というのが、テクノポリスの性格である。ただし、これは理念上の性格である。また、上記のようにテクノポリスの数が増えたために、地域の主体性を前面に出さざるを得なかったという現実的な事情もある。地域の主体性とは言いながら、国による開発計画の承認の手続き過程を通じて「金太郎飴的」な内容になってしまっていた。これらの点を踏まえると、地域の主体性を担保し、各地域の独自色を発揮し、地域資源の活用を目指す内発型を目指すというのがテクノポリスの課題と言える。テクノポリス政策は既に終了しているが、これらの点は地域政策の普遍的な課題でもある。

最後に、冒頭でも断ったように、小論は独自の調査に基づくものではなく、先行研究のレビューを中心とするものである。その点では、地域の主体性、独自色、内発型の必要性という上記の課題も先行研究のレビューを通じて仮説を得たに過ぎない。この仮説に拠りながら、浜松や熊本などのテクノポリス地域に関する実証的な検討が、筆者の次に取り組みなければならない研究上の課題である。また、テクノポリス計画と今日の産業クラスター政策との関連性についても小論では全く検討することができなかったこと、それも次の研究の課題であることも付け加えておく。

注

- 1) 1971（昭和46）年8月に北海道開発庁が作成した「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」によれば、苫小牧東部地区の規模は、1万2650ヘクタールで、そこに鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属、自動車、電力などを立地させ、生産規模として、1980年に鉄鋼800万トン、石油精製30万バレル、石油化学50万トンなどにより、1兆3000億円を実現するという計画であった（本間 1992 p.47）。一方、むつ小川原地域の開発は、六ヶ所村を中心とした臨海部に5000ヘクタールを造成し、「石油精製200万バレル/日、石油化学400万トン/年（エチレン換算）、火力発電1000万キロワットを想定していた（同 p.49）。両地域ともに大規模な開発計画であったが、その後、両地域ともに計画の修正を繰り返してきた点が共通している。苫小牧東部に関しては、1990年度までに投じられた「国費、道費は計2100億円余にのぼる」と言われている（同 p.61）。計画の規模が大き過ぎ、産業構造の転換に対応しきれなかった点が失敗の原因とされている（同 p.63）。また、むつ小川原の場合、大規模石油コンビナートという当初の開発構想は大幅に修正され、石油備蓄基地と原子燃料サイクル施設が立地することになった（同 p.69）。
- 2) 例えば、わが国の地域政策に関する図書が何を対象範囲としているのかについて見ると、地域政策や地域学などを書名とする図書は、地域政策学部や地域学部の入門書的な教科書として作成されたものが多い。複数の著者により編まれていて、その内容は各著者の専門分野を反映して多様である。各著者の専門分野も地理学、経済学、財政学、社会学、政治学など多岐にわたっている。また、地域政策の概念定義や歴史などに関する総論部分が少なく、各論中心の構成である。例えば、商店街振興、農業、地産地消、少子高齢化、地域金融、文化施設、地方財政、市町村合併、地域住民組織、NPOなど非常に多彩である。入門書の類は上記のように百花繚乱の様相を呈しているが、それらに通底する理論的な関心を探すと、都市と農村の地域間格差の問題と、産業をどこに配置するかをめぐる産業立地論などが地域政策が論じてきた大きな問題関心である（藤井 2008、清水 2008）。
- 3) 明治初年から開拓使の下で、北海道の開発に関する意見や計画が提案されてきたが、1909（明治42）年10月に北海道拓殖事業計画が第2次桂内閣の下で策定された。同計画の目的は、「内地からの開拓農民の移住」であり、「全体として土地そのものの開発・改良よりは、むしろ入植のための交通施設、運輸機関の整備であった」。また、「北海道の拓殖計画は、内地における後進地域の開発というよりは、むしろ、植民地経営の一環として考えられてきた」（佐藤 1965 pp.6-10）。
- 4) 東北の場合も、その振興施策の淵源は明治初年に遡ることができる。生産性の低い東北地方の農業に対して「振興」の名の下での救済事業が行われてきた。第2次大戦中の1942（昭和17）年には東北振興五ヶ年計画の要綱が示されたが、戦争の影響により同計画はほとんど実現されることがなかった（佐藤 1965 pp.13-15）。
- 5) 一全総は、工業の適正な配分は開発効果の高いものから順次に集中的になされなければならないとし、全国を、①過密地域（京浜、阪神、名古屋、北九州）、②整備

テクノポリスと地域政策（石見）

地域（過密地域以外で、東京、大阪、名古屋が持つ外部経済の集積の利益の享受が濃い地域）、③開発地域（東京、大阪、名古屋から遠距離で、それらの外部経済の集積の享受が薄い地域）の3つに分けた（藤井 2004 p.239）。

- 6) テクノポリス開発機構は、テクノポリス建設における中核的推進機関として設立され、法定4事業（債務保証、調査研究、研修指導、研究開発・助成）を担うものである。第2期計画では、上記の4事業に加えて、地域産業活性化基金を活用した起業化推進事業、地域技術波及促進事業などの全県を（テクノポリス圏域外も）対象にした地域産業振興策との連携も図っている。また、1995年制定の中小創造法に基づき、ベンチャー基金の設置や地方自治体の科学技術振興財団の機能保有、賃貸型工場・研究室事業の担い手にもなっている（根岸 1998 pp.19-20）。
- 7) 村田喜代治は、九州がシリコンアイランドと呼ばれるものの、それはICというエレクトロニクス産業における部品を供給する基地であり、アメリカのシリコンバレーとは性格を異にし、わが国においてシリコンバレーに匹敵する先端産業コンプレックスは東京圏などの三大都市圏に形成されていることを示した（村田 1983 pp.12-14）。
- 8) 伊東維年は、熊本テクノポリスの問題点として、①先端産業の立地が進んでいないこと、②IC産業などの電子機器部品産業に立地が偏っていること、③地元の農林水産業および食料品工業への波及効果が期待されたバイオテクノロジー産業の立地が進んでいないこと、④94年以降の3年間、情報部門の企業誘致が進んでいないことの4点を挙げた（伊東 1998 pp.102-104）。
- 9) テクノマートは、技術情報を全国的に流通させ、企業間、産業間、地域間での技術交流・移転を促進することをねらいとして通産省が創設した技術取引市場である。財団法人日本テクノマートの本部が東京に1985（昭和60）年に設立され、また、大阪副本部およびテクノポリスの母都市やテクノポリス開発機構内に支部が設立された（伊東 1998 p.56）。
- 10) リサーチコアは、開放型試験研究施設、人材育成施設、交流施設、研究開発型企業育成支援施設（ベンチャー・ビジネス・インキュベータ）などの施設を集約的に整備した高次研究開発拠点であり、民活法に基づく特定施設に位置づけられ、国の財政・金融・税制上の措置を受けることができる。通産省は、テクノマートの支部と同様に、テクノポリス地域にリサーチコアを整備することを推奨したが、設立の動きは鈍く、テクノポリス地域では5カ所に留まった（伊東 1998 p.58）。
- 11) 頭脳立地構想は、東京圏に集中する研究所、ソフトウェア業、デザイン業などの産業の頭脳部分の大都市圏以外への分散的立地を図ることを目的としており、1988年に制定された頭脳立地法を根拠法とするものである。1994年時点において、全国で26地域が頭脳立地法に基づく集積促進地域に指定されたが、そのうち15地域がテクノポリス地域（母都市など）である（伊東 1998 p.59）。

参考文献

- 伊東維年『テクノポリス政策の研究』日本評論社、1998年
- 大屋正男・濱崎孝・推川忍、『自治行政講座13 地域政策』第一法規出版、1986年
- 金子勝「テクノポリス構想の今日的意義」『産業立地』1982年7月号
- 佐藤竺『日本の地域開発』未来社、1965年
- 佐藤正敬「先端技術の中核とした街づくりをめざして〈上〉」『産業立地』1980年8月号
- 佐藤正敬「先端技術の中核とした街づくりをめざして〈下〉」『産業立地』1980年9月号
- 産業立地研究会「戦後日本の産業立地政策の展開①」『産業立地』1997年7月号
- 産業立地研究会「戦後日本の産業立地政策の展開②」『産業立地』1997年8月号
- 清水修二・小山良太・下平尾勲『あすの地域論』八朔社、2008
- 鈴木茂「テクノポリスと行財政問題」日本科学者会議編『テクノポリスと地域開発』大月書店、1985年
- 全国知事会『地域政策と府県』自治制度研究会報告書、1990年
- 竹内章悟「テクノポリス構想発案の時代的背景とその後の推移」『国際地域学研究』第9号、2006年
- 田中利彦『テクノポリスと地域経済』晃洋書房、1996年
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会『通商産業政策史 第15巻』通商産業調査会、1991年
- 通商産業省立地公害局工業再配置課「テクノポリス開発計画の承認について」『産業立地』1984年3月号
- 辻悟一『イギリスの地域政策』世界思想社、2001年
- 豊永厚志「昭和58年度工業再配置政策及びテクノポリス構想関連施策の概要」『産業立地』1983年4月号
- 日本立地センター「座談会 テクノポリス構想を実現する」『産業立地』1982年7月号
- 根岸裕孝「テクノポリス開発機構の今後の事業展開の方向性」『産業立地』1998年10月号
- 濱田隆道「地域経済政策の新たな展開（1）」『産業立地』1998年11月号
- 藤井正・小野達也・家中茂・光多長温『地域政策入門』ミネルヴァ書房、2008年
- 藤井信幸『地域開発の来歴』日本経済評論社、2004年
- 藤田義文「高度技術工業集積地域開発促進法（いわゆるテクノポリス法）の概要」『産業立地』1983年7月号
- 細谷祐二「産業立地政策、地域産業政策の歴史的展開 その1」『産業立地』2009a年1月号

テクノポリスと地域政策（石見）

細谷祐二「産業立地政策、地域産業政策の歴史的展開 その2」『産業立地』2009b
年3月号

本間義人『国土計画の思想』日本経済評論社、1992年

村田喜代治「テクノポリスの形成と条件」『産業立地』1983年11月号